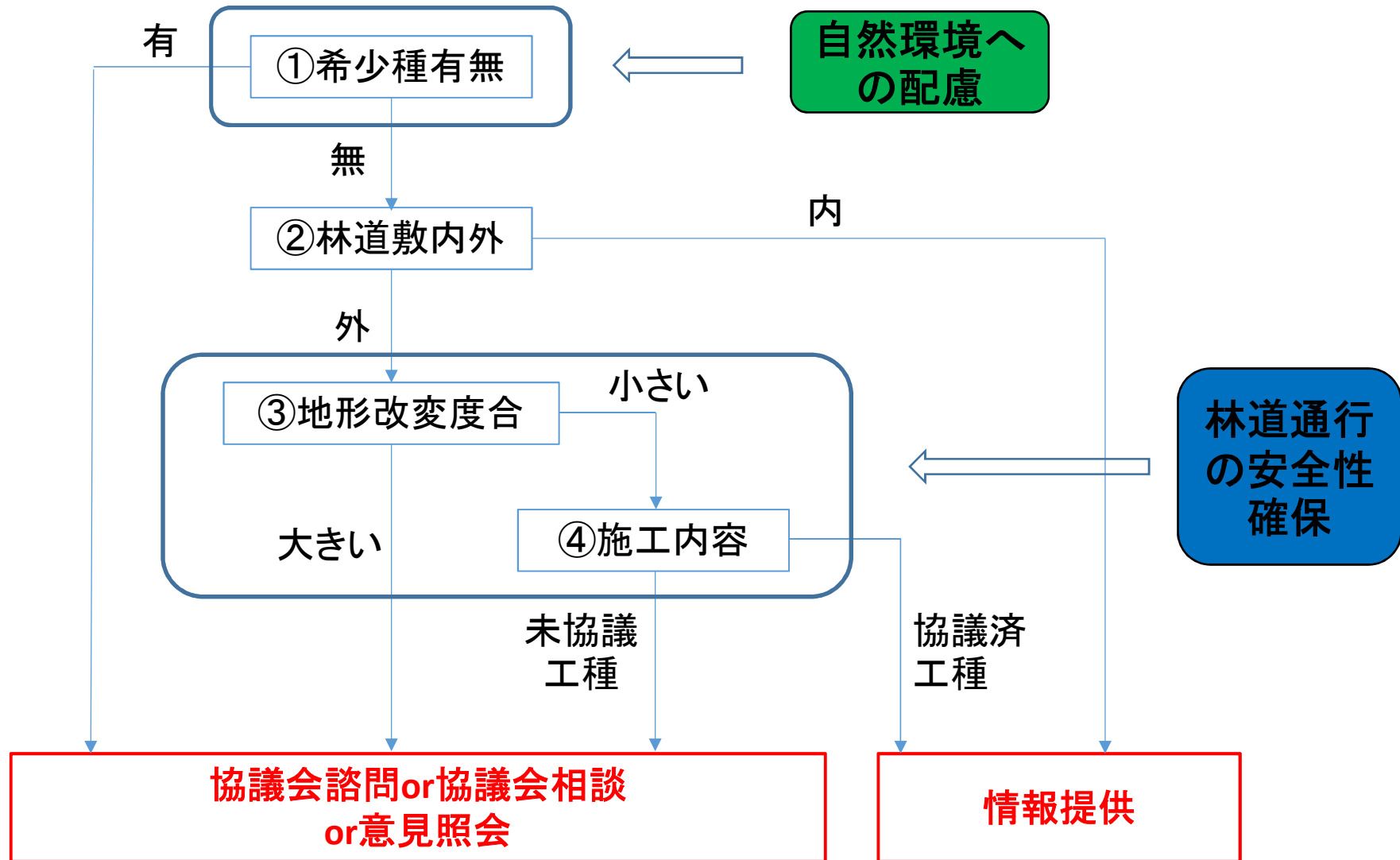


林道改良工事における協議会への諮問フロー

資料2-1



※①についてJRにより実施した調査による。

※各フローの②、③、④においては治山林道課で判断する。

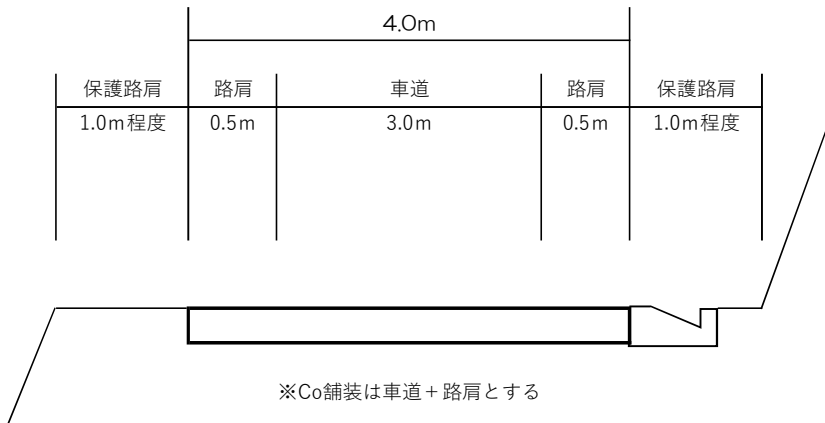
※このフローにより難しい場合は、その都度協議会委員へ相談を行う。

●林道東俣線の道路構造について

(1) 道路幅員等について

- ① 幅員は車道幅員に付加（内側拡幅、路肩、待避所、保護路肩）したものとす
- ② 幅員構成は線形を基本とし付加する幅を別に明記する
 - ・ 2級林道の車道幅員は3.0mとする
 - ・ 1車線林道の路肩は0.5mとする
 - ・ 保護路肩は路体や舗装を保護するものとして1.0m程度とする
ただし構造物等及び確保できない場合はこの限りでない
 - ・ 排水施設及び見切工等は保護路肩内に設けるものとする

(標準図)



(2) 待避所について

- (1) 待避所は、自動車道の種類及び級別の区分に応じ【表-10】の規格により設けるものとする。

【表-10】

種類	級別の区分	間隔(m)	車道幅員(m)	有効長(m)
第2種	1級	300以内	5.5以上	20以上
	2級	500以内	5.5以上	20以上
	3級	500以内	4.0以上	10以上

テーパ部の取付け長は【表-11】の待避所幅員に応じた取付け長を標準とし、接線形状で取付けるものとする。なお、待避所幅員が2.0mのときの取付け長は10m以上とする。

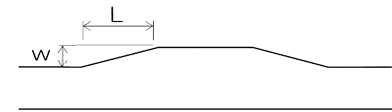
【表-11】

種類	待避所幅員(m)	取付け長(m)
第2種	1.00	7.0
	1.25	8.0
	2.00	10.0(9.8)
	2.50	11.0
	3.00	12.0

ただし、待避所のテーパ部については、地形状況等を勘案し、次式まで縮小することができる。

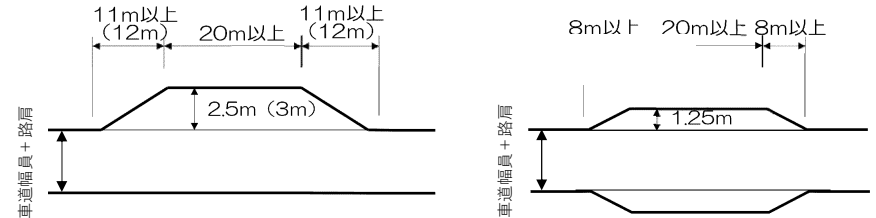
静岡県林道必携（技術編）
第1 林道規程の運用

$L \geq 2w$
L：取付け長
w：待避所幅員



【第2種1、2級自動車道の待避所】

※全幅員 6.5~7.5m以上



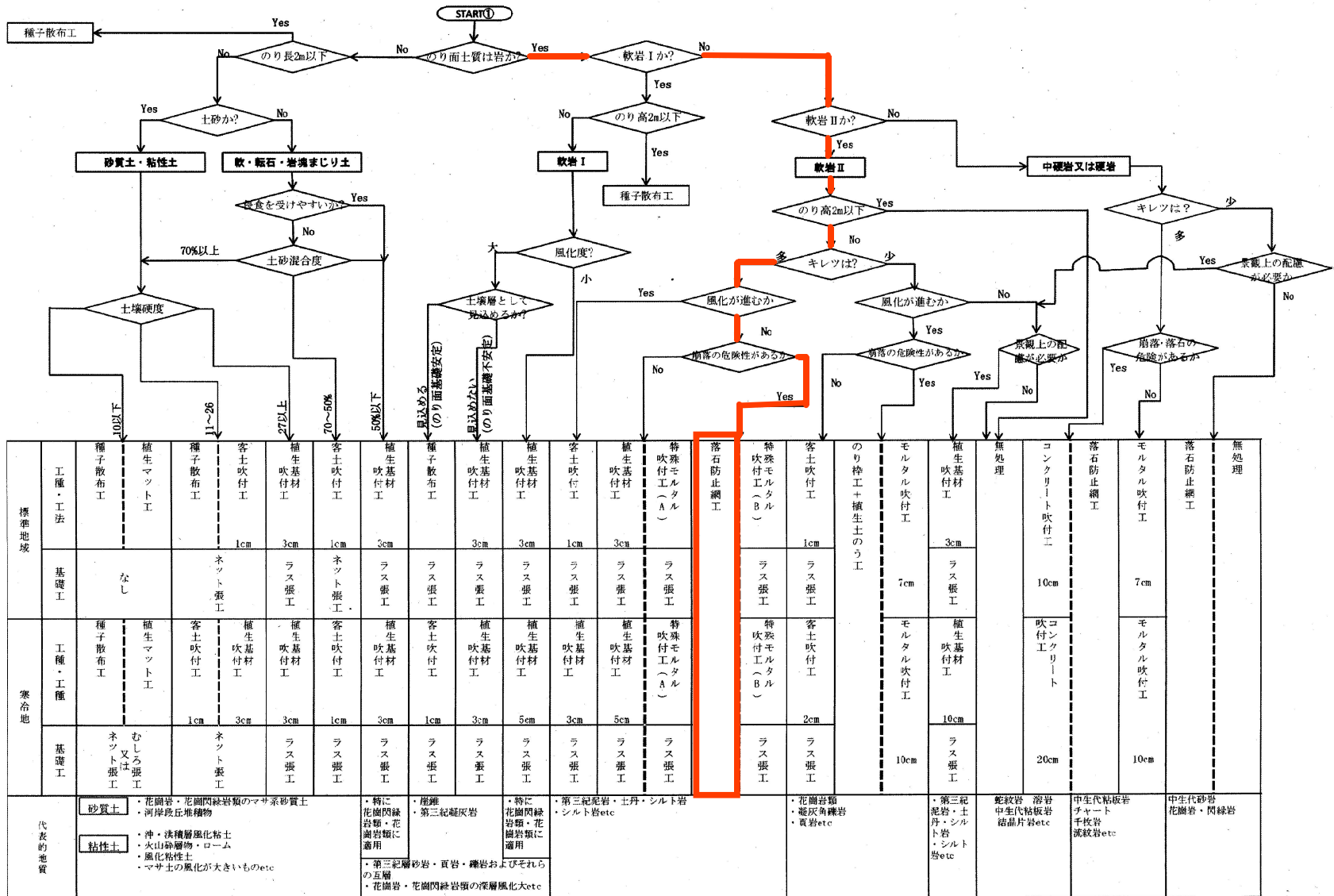
(3) 曲線部の拡幅および緩和区間について

- ① 曲線部における拡幅量は以下のとおりとする

区分	中心線曲線半径(m)	MCでの拡幅量(m)	BC, ECでの拡幅量(m)
2級林道 車道幅員 3.0m 緩和区間長 AB AB=8.0m	12 ~ 13	2.25	2.00
	13 ~ 15	2.00	1.80
	15 ~ 16	1.75	1.55
	16 ~ 19	1.50	1.35
	19 ~ 25	1.25	1.10
	25 ~ 30	1.00	0.90
	30 ~ 35	0.75	0.70
	35 ~ 45	0.50	0.45
	45 ~ 50	0.25	0.25

- ② 1車線の緩和区間長は8mとし、緩和区間は接戦によりすりつける。

のり面保護工選定フローチャート(その2)



(出典) 林道事業の林道設計・施工に当たっての取り扱いの運用の制定について H13 整備課長通知

林道改良工事の概要等

…希少種情報のため非公開

1 対象工事 林道東俣線改良工事 令和4年度実施分

2 工事内容

(1) 場所 (km 程)

箇所 1 : 静岡市葵区	付近の既設林道敷内
箇所 2 : 静岡市葵区	付近の既設林道敷内
箇所 3 : 静岡市葵区	付近の既設林道敷内
箇所 4 : 静岡市葵区	付近の既設林道敷内

(2) 内容

(概要)

【全体事項】・今回工事はすべて林道敷地内での工事

- ・一部箇所において、崩土撤去及び切土（整地）を実施。
- ・工事計画検討時点で、希少植物に関する調査を再実施
(H25年に林道全線で調査実施、本年7月に改めて改変地周辺を調査。
詳細については、資料2-3を参照)

【箇所1～3】・林道の路面未舗装区間における舗装（コンクリート）の実施。

- ・舗装後の雨水排水のための排水設備（見切、横断側溝）の設置。
- ・視線誘導設備及びガードレールの設置。

⇒これまでの舗装工事、排水設備・安全設備の設置と同内容

【箇所4】・林道法面からの落石や土砂を補足するための落石防護網を整備。

⇒R2年9月照会の落石対策工事と同内容

(個別事項)

【箇所1】林道施設新設

舗装、排水施設設置、安全設備設置

<希少種の有無：なし>

【箇所2】林道施設新設

舗装、排水施設設置、安全設備設置

<希少種の有無：あり ⇒ 改変回避不可 ⇒ 播種を実施予定>

【箇所3】林道施設新設

舗装、排水施設設置、安全設備設置

<希少種の有無：あり ⇒ 改変回避可能>

【箇所4】林道施設新設

落石対策（落石防護網工）

<希少種の有無：あり ⇒ 改変回避不可 ⇒ 播種を実施予定>

(3) 工事の実施予定時期 令和 4 年 11 月以降 (移植播種完了後)

(4) 実施方法 (工事主体) 請負 (発注者は JR 東海)

(5) 工事に対する治山林道課意見

- ・ 今回の工事は、すべて林道敷地内での工事であり、地形改変度合は小さい。
- ・ 今回の工事は、過去に意見照会し、既に工事を実施している内容と同様であり、工法等については、自然環境への影響は僅少であると判断している。
- ・ 箇所 1 : 工事前調査の結果、希少種が確認されず、また工事内容等から、自然環境への影響は僅少であると判断している。
- ・ 箇所 2 : 林道の安全な通行確保の観点から、当該箇所への待避所の設置が必要であり、希少種生育地の改変が不可避である。そのため、移植播種を行った上で、林道整備を実施することが妥当と判断する。
(林道規定では退避所の設置を 300m に 1 箇所以上 (1 級林道水準) としている。当該箇所以外は、地形等から、待避所の設置に適した用地がない。待避所がない場合、車両のすれ違いのために、整備されていない路肩ギリギリに車両を寄せる等の対応が必要であり、谷側への落下等のリスクが高く、通行者の安全確保の観点から好ましくない。)
- ・ 箇所 3 : 林道周辺に希少種が生育しているが、希少種生育箇所の改変を回避した上で、通行の安全を確保可能な設計が可能である。そのため、希少種を回避した現在の計画での整備が妥当と判断する。
- ・ 箇所 4 : 当該箇所では毎年崩土ないしは落石があり、当課で契約している委託業者が処理している。JR 東海の斜面調査においても、対策が必要な箇所としてあげられており、通行者の安全確保のため、対策が必要である。工種の選定については、JR 東海が落石対策便覧等を基に選定。当課で静岡県林道必携を参考に妥当性を検討し、落石防護網による対策が妥当と判断している。

林道の安全な通行確保の観点から、当該箇所への待避所の設置は必要であるため、移植播種をおこなった上で、林道整備を実施することが妥当と判断する。

落石防護網工

想定される災害形態ごとの対応方法フロー

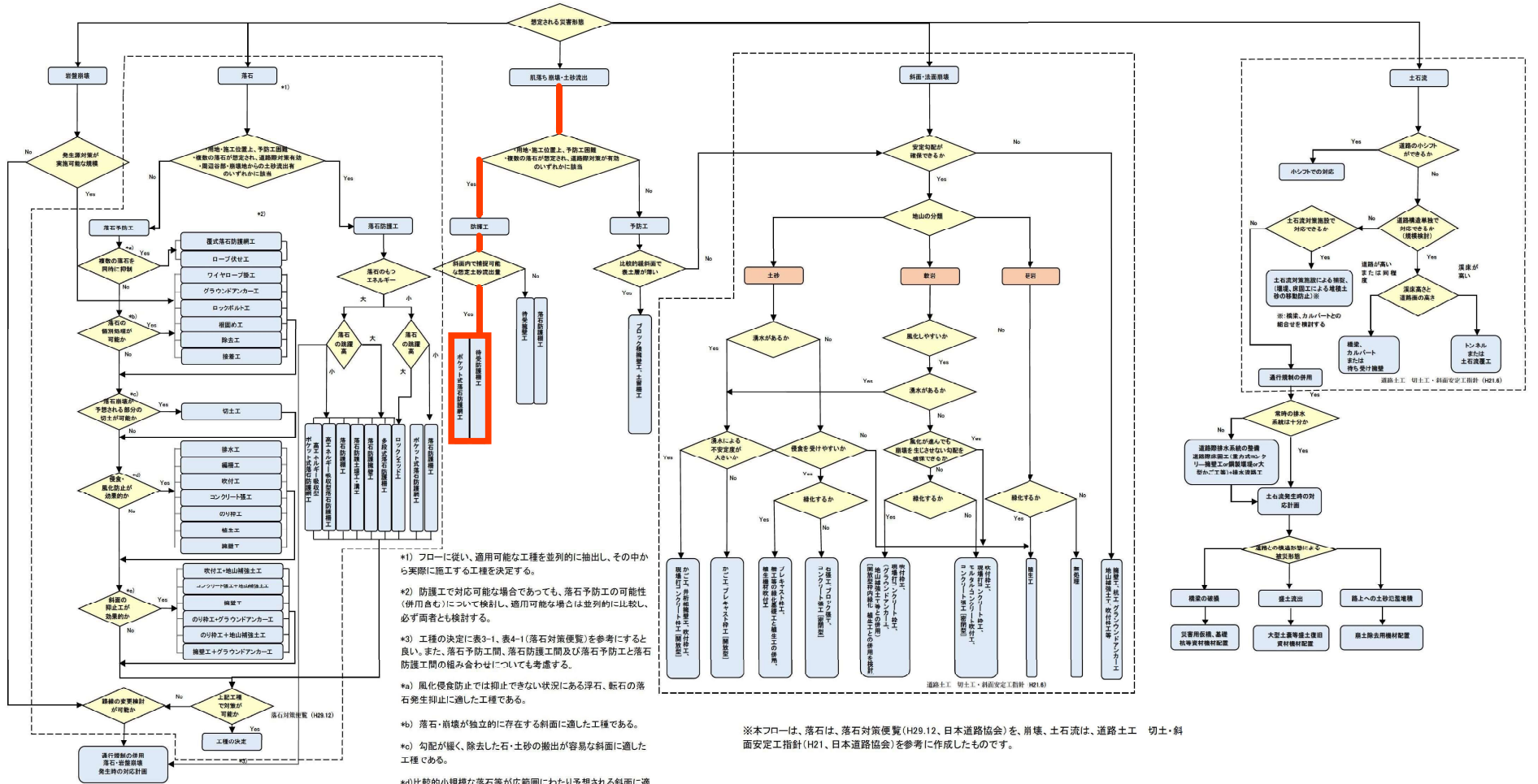


図 10.6.1 対策工法選定フロー